

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日

総長裁定制定

(前略)

別表第1 }  
 ~ } (略)  
別表第6 }

別表第7 (下表のとおり昇格時号俸対応表の一部改定。)

別表第9 }  
 ~ } (略)  
別表第8 }

附 則

この細則は、平成19年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表第7 昇格時号俸対応表（第二十条関係）

一般職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級～10級
74	(略)	
75	33	34
76	34	34
77	34	35
78	34	35
79	35	36
80	35	36
81	35	37
82	36	37
83	36	38
84	36	38
85	37	39
86	37	39
87	38	40
88	38	40
89	39	41
90	39	41
91	40	42
92	40	42
93	41	43
94	(略)	

一般職俸給表(二)昇格時号俸対応表 (略)

教育職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級～5 級
54	(略)	
55	33	34
56	34	34
57	34	35
58	34	35
59	35	36
60	35	36
61	35	37
62	36	37
63	36	37
64	36	38
65	37	38
66	37	38
67	38	39
68	38	39
69	39	39
70	39	40
71	(略)	

医療職俸給表(一)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて	昇 格 後 の 号 俸	
	2 級	3 級～8 級
70	(略)	
71	41	42
72	42	42
73	42	43
74	42	43
75	43	44
76	43	44
77	43	45
78	44	45
79	44	45
80	44	46
81	45	46
82	45	46
83	46	47
84	46	47
86	(略)	

医療職俸給表(二)昇格時号俸対応表 (略)